

南あわじ市議会業務継続計画（BCP）【別冊1】

『新型コロナウイルス感染症対応』

新型コロナウイルス感染症対応にあたっては、「南あわじ市議会業務継続計画（BCP）（以下、「本計画」という。）」中「災害対策本部」とあるのは「感染症対策本部」と読み替えて対応し、対応にあたって、特に本計画とは別に定める必要のあるものについては、下記のとおりとする。なお、この場合においては、議会事務局職員にも「議員」と同様の行動基準を適用するものとする。

I. 本計画P3～P6「議員の災害対応基準」を下記に替えて対応する。

議員の新型コロナウイルス感染症対応行動基準

1. 議員本人が感染した場合、又は、感染が疑われる場合

(1) 感染が疑われる場合

- ① 発熱や風邪症状等^(注1)がある場合は、一時的に症状が回復した場合であっても、できる限り病院等で診察を受ける。この場合、抗原定性検査又はPCR検査を受検した場合、診断結果がでるまで、議会に登庁しない。
- ② 止むを得ず病院等で診察を受けることができない場合は、薬局等で配布される抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る。）により検査を行い、陽性の場合、登庁しない。なお、陰性の場合、症状が継続するときは、登庁を慎み、速やかに病院等で診察を受ける。

(2) 検査結果が陽性の場合

- ① 議員は、療養期間等について県健康福祉事務所の指示、又は国・県の通達^(注2)に従い、解除基準に達した場合は、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。
- ② 議員から検査結果の連絡を受けた議会事務局は、議長、副議長及び会派代表者に報告し、会派代表者は、所属の議員に報告する。なお、個人情報保護の観点から、その内容は、議会内に留め置くものとする。
- ③ 会派代表者は、所属の議員の健康状況に異変がないかを確認する。一人会派の議員は議会事務局が確認する。
- ④ 議会事務局は、対象者の机、いす等をはじめ、対象者が接触したと考えられる範囲を、できる限り消毒に努める。

⑤ 議会事務局は、濃厚接触者の確認等の対応をするとともに事案の公表は、議長の指示に従うものとする。

公表は、報道機関への記事提供により行う。公表内容は、原則として、議員の氏名、年齢、性別、経過・症状（登庁日、症状及び市民対応の有無）、濃厚接触者、海外渡航歴、その他（マスク着用の有無、議場内の消毒状況）とし、本人の同意をもとに調整するものとする。

（３）検査結果が陰性の場合

PCR検査結果が陰性であった場合、登庁を可とする。なお、症状がある場合、検温など自身による健康状態の管理・確認を行うものとする。

（４）議会への登庁等の判断は、下表のと通りの基準により対応する。

ケース \ 行動	直後の行動	検査結果が陰性の場合の行動
① 感染が確定した時 （下記②～③の後、感染が判明した場合も含む。）	登庁しない。療養期間等は、県健康福祉事務所の指示、又は国・県の通達に従い、解除基準に達した場合は、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。	
② 県健康福祉事務所の調査により濃厚接触者となった場合（PCR検査を実施）	登庁しない。 濃厚接触者の行動制限は、国・県の通達のとおりとし、議会事務局に連絡の上、議長の指示に従うものとする。	国・県の通達による行動制限期間は登庁しない。
③ 発熱や風邪症状等がある場合	病院等で受診の上、抗原定性検査又はPCR検査を受検した場合、診断結果がでるまで登庁しない。 止むを得ず受診できない場合は、薬局等で配布される抗原定性検査キットにより検査を行い、陽性の場合はケース①「感染が確定した時」の対応とする。又、陰性の場合、症状が継続するときは、登庁を慎み、速やかに病院等で診察を受ける。	登庁可。

2. 議員の同居家族等が感染した場合、又は、感染が疑われる場合

(1) 同居家族等の感染が疑われる場合

- ① 同居家族等(注4)が、発熱や風邪症状等がある場合は、一時的に症状が回復した場合であっても、できる限り病院等での受診を勧める。
- ② 同居家族等が、止むを得ず病院等で診察を受けることができない場合は、薬局等で配布される抗原定性検査キット(薬事承認されたものに限る。)による検査を勧める。なお、議会への登庁は可とする。

(2) 同居家族等の検査結果が陽性の場合

- ① 同居家族等の検査結果が陽性の場合、「1. 議員本人が感染した場合、又は、感染が疑われる場合」の対応とする。

(3) 議会への登庁等の判断は、下表のと通りの基準により対応する。

ケース \ 行動	直後の議員本人の行動	同居家族等の検査結果が陰性の場合の議員本人の行動
① 県健康福祉事務所の調査により同居親族等が濃厚接触者となった場合(PCR検査を実施)	議員に発熱等の症状がない場合、登庁可。なお、症状がある場合、登庁しない。	登庁可。
② 同居親族等が発熱や風邪症状等がある場合	同居家族等に病院等での受診を勧めた上、登庁可とする。 止むを得ず受診できない場合は、薬局等で配布される抗原定性検査キットによる検査を勧める。なお、登庁は可とする。	同居家族等に感染の疑いがない場合は、登庁可。

注1 「発熱」とは、体温が37.5℃以上を呈した状態をいう。

また、「風邪症状等」とは、発熱、せき、倦怠感、呼吸困難、味覚障害、臭覚障害、下痢をいう。

注2 「国・県の通達」とは、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部又は兵庫県健康福祉部感染症等対策室から発出された通達をいう。

注3 「濃厚接触」

県健康福祉事務所が感染者からの聞き取り等により「濃厚接触者」として判断する場合の基準で、下記(1)~(4)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった場合
- (2) 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた場合
- (3) 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い場合
- (4) その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクなど必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった場合

なお、「濃厚接触者」とは、「患者」の感染可能期間内（発症日の2日前から、診察後に隔離などをされるまでの間）に接触した者のうち、上記(1)～(4)に該当する場合をいう。

注4 「同居家族等」

飲食を一にするなど、常時濃厚接触にあたる生活をしている場合とする。

II. 本計画P8「南あわじ市議会災害対策支援本部の設置」「2. 議会本部の設置判断」を下記に替えて対応する。

2. 議会本部の設置判断

議会本部の設置については、正副議長協議の上判断するが、その判断の目安は、以下のとおりとする。

<p>県下及び近隣府県で感染者が発生した場合、又は、市感染症警戒本部が設置された場合</p>	<p>市内または近郊で感染者が発生した場合、又は、市感染症対策本部が設置された場合</p>	<p>市内に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「まん延防止等重点措置」がとられた場合、又は県下に「緊急事態宣言」が発令された場合</p>
<p>正副議長参集なし 市感染症警戒本部からの情報を事務局から議員へ随時発信</p>	<p>正副議長・事務局電話協議 必要に応じて正副議長参集 ↓ 議会本部の設置を判断 市内または近郊での感染者の発生状況、市感染症対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により設置の可否を判断</p>	<p>正副議長参集 議会本部は自動設置</p>